

# 和温療法学会定款 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は和温療法学会 (Society of the Waon Therapy) と称する
- 第2条 本会の事務局は和温療法研究所と獨協医科大学心臓・血管内科/ 循環器内科に置く
- 第3条 本会は和温療法学の研究推進とその効果の臨症的普及を図り、これを通じて治療医学全般の発展と国民の福祉向上に寄与することを目的とする
- 第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う
1. 学術集会の開催一年1回、口頭発表 and/or On line 発表
  2. 学会誌の刊行—On line Journal
  3. 基礎的及び臨床的研究、疫学的調査及び研修を含む実地教育
  4. 講習会の開催
  5. 関係図書の刊行
  6. 内外の各種関係学術団体との連絡および調整
  7. その他、本会の目的を達成するために必要とされる各種事業

## 第2章 会員

- 第5条 本会の会員は以下のごとく定める
1. 正会員：医師、医学研究者、または各種の医用工学研究者、医療従事者(看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士、薬剤師、心理療法士)であって、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人とする
  2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する団体または個人とする
  3. 必要に応じ、永年功労者に対し名誉会員、功労会員を設ける
- 第6条 本会への入会希望者は、入会金と当該年度の会費を添えて、本会事務局へ申し込むこととする。
- 第7条 本会の会費及び会費納入方法は施行細則に定めるところによる
- 第8条 本会の会員は次の理由によってその資格を喪失する
1. 退会
  2. 会費の滞納  
ただし正当な理由によって休会する場合には、休会届を提出することによって、休会中の会費を納入することなく、会員資格を継続することができる
  3. 除名
- 第9条 1. 本会退会希望者は退会届を事務局に提出する

2. 2年間に2回以上の催促にもかかわらず会費を滞納した場合には、退会したものとみなす
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、役員議決を経て理事長がこれを除名することができる

### 第3章 役員

第10条 本会は次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名
5. 評議員 20-40名
6. 学術集会会長 1名
7. 名誉顧問・顧問 若干名

第11条 本会の役員は次の各項の規定によって選任される

1. 理事長は理事の互選によって選任される
2. 副理事長は理事のうち、理事長の指名によって選任される
3. 理事は評議員互選によって選任される
4. 評議員は別に定める施行細則によって正会員の中から選任される
5. 会計監査監事は理事長の指名する評議員によって選任される
6. 学術集会会長は理事または評議員の中から理事会の議決を経て選任される
7. 名誉会員、功労会員は会議に出席できるが議決には関与しない
8. 名誉顧問・顧問は理事長の希望により定める。決議には関与しない

第12条 本会の役員は次の職務を行う

1. 理事長は本会を代表し、総会を主宰するとともに本会の会務を総括する
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故のあったときはその職務を代行する
3. 理事は理事会を組織し、会則の規定に従って会務を執行する
4. 評議員は評議員会を組織し、理事を選出するほか、総会に提出される重要会務について審議する
5. 監事は会計を監査する
6. 学術集会会長はその年度の定期学術集会を主催する

第13条 本会の役員任期は次のとおりとする

1. 理事長、副理事長、理事、評議員及び会計監査監事の任期は5年とし、理事長の再任は原則としてこれを認めない
2. 学術集会会長の任期は前定期学術集会終了の翌日から、次の定期学術集会終了の日までとする。
3. 欠員補充人事は前任者又は現任者の残任期間に限定する

#### 第4章 会議ならびに委員会

第14条 本会は本会の会務を行うために次の会議を置く

1. 理事会
2. 評議員会
3. 総会

第15条 理事会は次の規定に従って行う

1. 定期理事会は少なくとも年1回、理事長が招集する
2. 理事長は理事会開催の2週間前までに、書面にて会議事項を理事に通知する
3. 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし所定議事についてあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす
4. 理事会の議長は理事長とする
5. 臨時理事会は次の規定に従って行う
  - 1) 理事長がその必要と認めるとき
  - 2) 理事はその必要を認めるときは、理事長あて書面にて目的を示し、臨時理事会の招集を要請することができる
  - 3) 理事長は理事からの要請を検討し、必要に応じ15日以内に臨時理事会を招集しなければならない
6. 理事・監事以外の学術集会会長は理事会に出席し意見を述べる事が出来る。

第16条 評議員会は次の規定に従って行う

1. 定期評議員会は日次を定めて理事長が招集する
2. 理事長は評議員会開催2週間前までに書面にて会議目的事項を通知しなければならない
3. 評議員会は評議員現在数の過半数以上の出席をもって成立するものとする。ただし書面で通知される当該議事について、文書によってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす
4. 評議員会議長は評議員の互選により決定する
5. 理事長は必要に応じ臨時評議員会を招集することができる

第17条 総会は次の規定に従って行う

1. 定期総会は第2章第5条に定める正会員によって構成される
2. 総会は理事長の指定する日時にこれを開催する
3. 総会の議長は理事長とする
4. 次の事項については総会の承認を必要とする
  - 1) 事業報告および収支決算
  - 2) 事業計画および収支決算
  - 3) 学術集会会長の選任

- 第 18 条 全ての会議における議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決  
するところとする
- 第 19 条 全ての会議の議事録は議長の指名する記録係が作成し、議長、および議長の指名する  
議事署名人 2 名が署名、捺印して、これを保存する
- 第 20 条 本会にはその事業の円滑なる実施を図るため、次の規定に従って委員会を設置することが  
できる
1. 委員会の設置および解散は理事会の承認による
  2. 委員会の委員長および委員は理事長が委嘱する

## 第 5 章 会計

- 第 21 条 本会の資産はすべて財産目録に記載し、理事長がこれを管理する
- 第 22 条 本会の収入は次のとおりである
1. 会費
  2. 賛助会費
  3. 事業に伴う収入
  4. 資産から生じる収入
  5. 寄付その他の収入
- 第 23 条 本会の事業を進行するために必要とされる経費は前条の収入をもって支弁する
- 第 24 条 本会の事業計画及びこれに伴う毎事業年度の収支予算は理事長が編成し、理事会、評  
議員会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない
- 第 25 条 本会の収支決算書は毎事業年度終了後に理事長が作成し、会計監査監事の監査の  
後、理事会、評議員会及び総会の承認を受けなければならない
- 第 26 条 本会の受納した金品はどのような理由があっても返却しない
- 第 27 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする

## 第 6 章 補 足

- 第 28 条 本会の会則は評議員会の議決を経たうえで、総会の承認を受けなければ変更することは  
できない
- 第 29 条 本会の会則を施行するために必要とされる細則は、評議員会の議決をもって別に定める
- 第 30 条 本会の解散は評議員現在数及び正会員現在数各々の 4 分の 3 以上の議決を経なけ  
ればならない
- 第 31 条 本会の解散に伴う残余資金は、評議員現在数及び正会員現在数各々の 4 分の 3 以  
上の議決を経て、本会の目的に類似の目的を持つ学会うまたは研究会に寄付するものと  
する

# 会則施行細則

## 第1章 評議員及び理事の選出

- 第1条 評議員の選出は本会会則に定められた事項の他は、この細則に沿って行う
- 第2条 評議員は正会員の選挙により選出される選挙評議員と理事会推薦の推薦評議員により構成される
- 第3条 評議員候補者は選挙の行われる前年の12月31日現在において、2年以上継続して会費を納入している正会員であり、年齢、年齢性別を問わない
- 第4条 選挙評議員候補者は書面をもって候補を辞退することができる
- 第5条
1. 本会事務局は第3条の条件を具備した選挙評議員候補者名簿案を作成し、投票締め切り日の90日以内に正会員に郵送する
  2. 辞退希望者があれば、その氏名を除外した最終名簿を、投票締め切り日の60日前に作成し正会員に送付する
  3. 正会員は投票締め切り日までに投票しなければならない
  4. 投票用紙の返還が無い場合は棄権と見做す
  5. 選挙管理人は理事長が委嘱する
- 第6条 理事長は指名評議員を投票締め切り日の50日以前に委嘱する
- 第7条 新任された選挙評議員と推薦評議員は定期評議員会にて、理事長、理事の選出を行う
- 第8条 新任された理事長は直ちに副理事長を任命する
- 第9条 理事、監事、評議員の任期は、選挙の行われた定期評議員会より5年後の定期評議員会前までとする
- 第10条 欠員の生じた場合は、その補充を理事長が裁定する

## 第2章 会費

- 第11条 本会会員の会費は次のとおりとする
- |                               |                    |         |
|-------------------------------|--------------------|---------|
| 1. 会費年額                       | 医師                 | 10,000円 |
|                               | 同 医師以外の研究者および医療従事者 | 5,000円  |
| 2. 正会員入会費                     | 医師                 | 5,000円  |
|                               | 同 医師以外の研究者および医療従事者 | 3,000円  |
| 3. 賛助会員会費                     | 50,000円(一口)        |         |
| 4. 名誉顧問、顧問、名誉会員、功労会員、は会費を免除する |                    |         |
- 第12条 会費の納入は当該事業年度の12月31日までとする